# - 安初期の政治基調について

#### 

#### じめに

は

析、郡司制の分析等の面で、研究の進化をもたらした。 構を構成する貴族層の分析、地方支配の支柱たる国司監察制度の分析を契機に長足の進歩を遂げた。特に後者は律令体制の再建期といわを契機に長足の進歩を遂げた。特に後者は律令体制の再建期といわれる租武朝研究の集大成の上に、その再検討を提起し、以後権力機能を構成する貴族層の分析、地方支配の支柱たる国司監察制度の刊行された石田田氏の研究と古代学協会編『桓武期の諸問題』の刊行された石田田氏の一般の

しかしながら桓武朝以降の研究は、石母田氏の提起をうける形でしかしながら桓武朝以降の研究とその視角については、すでにしている。平安初期政治史の研究史とその視角については、すでにしている。平安初期政治史の研究史とその視角については、すでにしている。平安初期政治史の研究史とその視角については、すでにしかしながら桓武朝以降の研究は、石母田氏の提起をうける形でを明らかにしておきたい。

平安初期の政治基調について(西別府)・石母田氏が、平安初期を天皇家の豪族化による相対的政治的安定

## 西別府 元 日

の政治基調を明らかにし、諸先学の御批判御叱正を仰ぎたいと考え場から、主として先学の提起された問題の再検討を通じてこの時期の国政基調の転換を準備し、可能ならしめた時代であると考える立の国政基調の転換を準備し、可能ならしめた時代であると考える立点と考えられてきたのであるが、本稿ではこの時期を、承和後半期面、②良吏体制という太政官と国司との関係の面から、時代の転換面、公土・天長期は以上のように、②富豪層対策の面、@土地政策の弘仁・天長期は以上のように、②富豪層対策の面、@土地政策の

## 平安初期の政治基調について(西別府)

- 註① 解説に紹介されているので参照されたい。 平安初期政治に関する文献は、『論集日本歴史2律令国家』 「古代末期の政治過程および政治形態」
- 同「平安初期の官人と律令政治の変質」(史林47-5)。森田悌 佐藤宗諄氏「九・十世紀の国家と農民問題」 (日本史研究11)、 「天長期の政治史的位置」(奈良女子大学文学会研究年報』)。 門脇禎二氏「律令体制の変貌」(『講座日本歴史3』所収)、同
- 氏「平安初期政治の一考察」(日本史研究語)など。 「九世紀中葉における国政基調の転換について」(日本史研

#### 第一節 土地政策について

#### (1) 墾田法の変遷について

壊させることのできないものであった。したがって律令政府は公地 家的土地所有の法的表現である公地制は、権力維持のためには、崩の を考察したい。最初は森田氏の所論を踏まえつつ、開発政策の展開 制の維持と、公地の拡大策としての墾田開発を不可欠の政策として から検討していく。 いる。そこで本節ではこの二つの政策を中心に律令政府の政治基調 律令国家が国家的土地所有に基づく権力機構である以上、その国

奈良時代における墾田法の集大成である天平十五年の墾田永年私の

古記にみえるが、内容上若干の異同がみられる。丸山忠綱・吉田孝財法は、周知のごとく続日本紀(धार्ध्यर)、弘仁格、田令荒廃条集解

両氏の見解にそって復元すると次のごとくであろう。 詔曰。如聞。墾田依養老七年格。限満之後。依例収授。

永年莫取。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品農夫怠倦。開地復荒。自今以後。任為私財無論三世一身。咸悉

如法。国司在任之日。墾田一依前格。但人為開田占地者。先就主政主帳十町。若有先給地過多茲限。(6) 五十町。初位已下至于庶人十町。但郡司者。大領少領三十町。 四品及三位三百町。四位二百町。五位百町。六位已下八位已上

于三年。本主不開者。聴他人開墾。

国申請。然後開之。不得因茲占請百姓有妨之地。若授地之後至

仁格各々の編纂時の政治的背景の変化を暗示しているようであり、 永年私財法が異同のあるまま今日に伝えられたことは、続紀、弘

その点については、のちに改めて検討したい。

れているが、ここでは本稿の関心から次の三点に注目して おき た 永年私財法の意義については、近年多くの注目すべき研究が行わ

発に関する規定をより具体化し、農民に有限的な治田用益権を承認 弥永貞三氏が指摘された空閑地と荒地の 混 同 が はじまることであ した三世一身の法 (昭和業2年) を更に徹底したものであり、これ以後 を許すとしていることである。これは田令荒廃糸後半部の空閑地開 まず第一に、荒地でも空閑地でも治田化された土地は、永年私有

三年不耕ならばその占定地を収公すると、占定権そのものを制限し予定地としての経田をも問題として、その占定面積を制限し、更に結果生じる治田のみを問題としてきたのに対し、永年私財法は治田第二に、これ以前の墾田法が、荒地なり、空閑地なりを開墾した

削除されたものと考えられる。

制度であったといえよう。 (記録であったといえよう。 ) はりに対する用益を永久に認め、慶雲年間以降の貴族の山野占有(認識ない) に対しては治田予定分として制限した形でその占定を認め、他に対する用益を永久に認め、慶雲年間以降の貴族の山野占有(認識ない) に対しては治田予定分として制限した形でその占定を認め、他に対する用益を永久に認め、慶雲年間以降の貴族の山野占有(認識ない) に対する用益をから、永年私財法は一方で三世一身法を一歩進めて治田以上の点から、永年私財法は一方で三世一身法を一歩進めて治田

いないことを、続紀の編纂事情から考察してみたい。 ず続紀が〔A〕〔B〕〔C〕の構成をとり、国司の権限についてのべて法を考える前に、弘仁格と続紀の異同の原因を考えておきたい。まれ、弘仁格に引きつがれることとなったが、弘仁格段階の永年私財以外禁止された。しかし宝亀三年十月十四日官符(智代)で解除さ以外禁止された。しかし宝亀三年十月十四日官符(智代)で解除さ以外禁止された。しかし宝亀三年十月十四日官符(智代)

平安初期の政治基調について(西別府) 永年私財法を含む聖武天皇紀は、淳仁朝に編纂されたものが「語多

とられていたことを考えると、永年私財法の[口]の部分もこの時にが再編纂された延暦期に、後述するごとく国司の権限縮小の方針がが加えられず、延暦年間菅野真道らによって徹底した修正が加えらが加えられず、延暦年間菅野真道らによって徹底した修正が加えらか。といわれるごとく、ほとんど修正米鹽。事亦蹂漏。として宝亀年間に再編纂されることとなったが、米鹽。事亦蹂漏。として宝亀年間に再編纂されることとなったが、

(A)[C][D]という構成をとっている。この[B]部分がいつ否定されたかは慎重な検討を要する問題であるが、今は宮城栄昌氏の調定なって宝亀年間以後にも有効であったと考えておく。とすれば[B]でよって宝亀年間以後にも有効であったと考えておく。とすれば[B]的にそって実復年間以後にも有効であったと考えておく。とすれば[B]的にそって実態層の広大な山野占有を抑制するという永年私財法の目的にそって考察し、この時期の土地政策を明らかにしていきたい。山野占有問題については、すでに多くの先学が論じられており、今更再論の要はないが、注目されることは、山野占有問題については、すでに多くの先学が論じられており、山野占有問題については、すでに多くの先学が論じられており、山野占有問題については、すでに多くの先学が論じられており、山野占有問題については、すでに多くの先学が論じられており、山野占有問題については、すでに多くの先学が論じられており、「公私共利」という抽象的概念から一歩進んで、大土地占有禁止令が延暦大同期にあいついでだされ、しかも山野の収公という形で 従来の「公私共利」という抽象的概念から一歩進んで、大土地占有禁止の意欲を強く示していることである。こうした段階では、永年私財法はにおける国際に対し、弘仁格の永年私財法は、記録の「公人財」という構成に対し、弘仁格の永年私財法は、記述の「公人財」というは、公人財」という情報によっている。

を欠く構成をとったと考えられる。れ故この時期に編纂された続紀の永年私財法では、先述の[D]部分

町段不依四至。庶令禁断跨越。無妨百姓者。四至之内。求之政道理不合然。望請。自今以後。占請之地一定四至之内。求之政道理不合然。望請。自今以後。占請之地一定至之内。不論町段。是以検四至則渉乎官舍人宅。勘町段則不満至于三年本主不開墾者。聴他人開墾者。頃年占請之遣。偏限四年,然後開之。不得回茲占請百姓 有 妨 之 地。若受地之後謹撿案內。天平十五年五月廿七日勅。人為開田占地者。先就国

園人の奏上において、永年私財法の[D]部分が引用され、三年不財無意味となっていったと考えられるのである。

しかしこの弘仁二年制では、政府に一抹の不安が残った。それは

る。 翌三年五月三日官符(紫元路)において国司の土地集積を禁止してい 定を拡大する可能性があったことである。そこで政府は、はやくも 国司が開発占請地の認可権を再々度握ることにより、自らの土地占

本文として弘仁以後墾田については、国司の発する公験の有無と三年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「還年不耕の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「選年不財の原則が再度問題となってくる。田令荒廃条集解跡記が「選年不財の原則が再度出版が、ことも、開発認可権が国司に申している。

以上のごとく、治田に 関してのみ 所有権を 認めたこと からすれ はたいた[D]部分が残されたのである。 位階による占定地の制限 とれていた[D]部分が残されたのである。 位階による占定地の制限 と、治田化した者にのみ所有を認めることにあった。 一つの政策のし、治田化した者にのみ所有を認めることにあった。 政府の意図は大地所有の承認にあったのではなく、むしろ国司のチェック機能に 対待し、それによって私的大土地所有を制限し、経田予定地を開作 し、治田化した者にのみ所有を認めることにあった。 一つの政策のし、治田化した者にの人所有を認めていた。 水年私財法の[B]部分は以上の情勢下での弘仁格の編纂に際し、永年私財法の[B]部分は以上の情勢下での弘仁格の編纂に際し、

を加えておきたい。十一月五日格をあげているので、本項の最後にこの格について検討十一月五日格をあげているので、本項の最後にこの格について検討地以開人可為領主事」の法源とされたのは当然のことであったといば、永年私財法が平安末の法書『法曹至要抄』(解はでな》)において「現ば、永年私財法が平安末の法書『法曹至要抄』(解はでな》)において「現

#### 太政官符

応以閑廃地賜願人事

弘仁十年十一月五日(憲代格)

ものであった。
与え、開熟の人をもって地主とするという天長四年官符を省略したる者に賜い、それでも二年までに開発できない時は、更に他の人に

年官符を永年私財法と併置したものと考えられる。符の、開熟の人を地主となすという意味にひきつけて、この弘仁十としないが、平安末の明法家が改ざんされた弘仁十年十一月五日官何故天長四年官符を、弘仁十年官符に投影させたのか理由は判然

以上検討したことから、弘仁以後の土地政策において旧来の墾田以上検討したことから、弘仁以後の土地政策において田来の墾田となって表れていたことが知られる。このような積極的な姿勢は承和九年三られていたことが知られる。このような積極的な姿勢は承和九年三られていたことが知られる。このような積極的な姿勢は承和九年三られていたことが知られる。このような積極的な姿勢は承和九年三らた。任令百姓耕作。降種遷種之後各帰其主」とみえるごとく、水之處。任令百姓耕作。降種遷種之後各帰其主」とみえるごとく、本社の原理を否定した。

右のように弘仁期の政府が、国司を中軸に開墾政策の実現を図ったいたおけではない。弘仁十一年十二月廿六日官符(聖代部)で民部でいたわけではない。弘仁十一年十二月廿六日官符(聖代部)で民部でいたわけではない。弘仁十一年十二月廿六日官符(聖代部)で民部でいたおけではない。弘仁十一年十二月廿六日官符(聖代部)で民部といたおけではない。弘仁十一年十二月廿六日官符(聖代部)で民部でいた。

耕地の位置とその用益者を確認する 方 法 は、 田令 (昭紀) に「給

たのである。 は、山域国政のである。 は、山域国真野郡班田図等にみるごとく、各坪毎に口分田・郷田・は、山域国真野郡班田図等にみるごとく、各坪毎に口分田・郷田・は、山域国真野郡班田図等にみるごとく、各坪毎に口分田・郷田・は、山域国真野郡班田図等にみるごとく、各坪毎に口分田・郷田・は、山域国真野郡班田図等にみるごとく、各坪毎に口分田しか記載年官符にも「偏注戸頭姓名口分町段」とあるごとく口分田しか記載に、具録町段及四至」と規定されていたが、この田籍には弘仁十一

## ② 公地制の維持政策について

るが、荒廃田の未墾地化が進行するに及んで、政府は班田の時に班給八世紀には荒廃田と不堪佃田は大略同義の語であったと考えられ

発が期待されたのである。 そが期待されたのである。 そが期待されたのである。 それ以外の荒廃地を区別する必要にせまして耕作可能な荒廃地と、それ以外の荒廃地を区別する必要にせます。 をおいた土地もあくまで国家的土地所有の対象であり、それらのいおされた土地もあくまで国家的土地所有の対象であり、それらのい移された土地もあくまで国家的土地所有の対象であり、それらのいおされた土地もあくまで国家的土地所有の対象であり、それらのいちに、一般に関する必要にせまして耕作可能な荒廃地と、それ以外の荒廃地を区別する必要にせまして耕作可能な荒廃地と、それ以外の荒廃地を区別する必要にせま

で適用されない常荒田に区別されるようになったのである。 で適用されない常荒田に区別されるようになったのである。 で、常荒田については田令荒廃条の規定を適用せず、再開墾した者 に一身間の用益を認めたのである。ここに荒廃田は班田制の中にあ な、常荒田の再開発には消極的であったので、政府はついに天長元 した常荒田の再開発には消極的であったので、政府はついに天長元 した常荒田の再開発には消極的であったので、政府はついに天長元 した常荒田の再開発には消極的であったので、政府はついに天長元 と適用されない常荒田に区別されるようになったのである。

ばならないことである。

三年四月廿七日格 (総) とも一脈相通じるものであった。 常荒田の一身間用益を認めたことは、確かに荒廃条の 改 変 で あに たびがいこと では、 「銀十二年官符に「公田益開」とみえるごとく、 公地制振興をは、 「銀十二年官符に「公田益開」とみえるごとく、 公地制振興をは、 「真観十二年官符に「公田益開」とみえるごとく、 公地制振興を延長り、 公地制の一歩後退であった。しかし再開発田の収公期限を延長り、 公地制の一身間用益を認めたことは、確かに荒廃条の 改 変 で あにだりがいことでは、

る。 班田の六年一班と諸国共班に努力していることからもう か が わ れら公地制を維持しようとするものであったことは、この時期政府が高荒田の再開発問題にみられるように、政府の基調が、あくまで

六年一班が否定されたわけでなく、大同三年には従来通り六年一班 会条立制。理須依其年限。諸国共班。而大同以来。疾疫間発。諸国共班方式が以後どのように変遷したがは不明であるが、六年一班についてはその励行に努力が払われたようである。が、六年一班についてはその励行に努力が払われたようである。が、六年一班についてはその励行に努力が払われたようである。という異常事態により、延暦廿年一紀一班制がだされた。しかしこという異常事態により、延暦廿年一紀一班制がだされた。しかしこという異常事態により、延暦廿年一紀一班制がだされた。しかしこという異常事態により、延暦廿年制は造籍と班田の時期を調節するための方策であって、の延暦廿年制は造籍と班田の時期を調節するための方策であって、の延暦廿年制は造籍と班田の時期を調節するための方策であって、の延暦廿年制は造籍と班田の時期を調節するための方策であって、の近野廿年制は造籍と近日の時期を調節するための方策であって、の近野廿年制は造籍と近日の時期を調節するための方策であって、

する国もあり、弘仁五年勅の発布をみることとなったのである。が復活した (川武帝)持藤昭元年)が、この時は弘仁三年まで班田が遅延

大年一班・諸国共班が再確認された後、弘仁十一年には班田の報六年一班・諸国共班が再確認された後、弘仁十一年には近田の報告を出籍から田図に変更し、弘仁十二年には「累年不稔。百姓彫辞計1)を取ろうとしたが、承和元年二月三日官符(紀本)に「去弘仁元年班田。天長五年又授。不據前後之格既隔十九箇年。」とあるごとく実施されなかった。そこで政府は天長三年に校田使を任命(短いたのである。かくのごとく班田自体が困難になりつつある情況下でたのである。かくのごとく班田自体が困難になりつつある情況下でたのである。かくのごとく班田自体が困難になりつある情況下でたのである。かくのごとく班田自体が困難になりつある情況下でたがある。かくのごとく班田自体が困難になりつある情況下でた維持しようとする当時の政府の政治基調をうかがいしることができる。

もつていたことを明らかにしえたと考える。 法に改変を加えつつも律令制の原理を維持しようとする政治基調をで、国司を中心にして地方政治の行き詰まりを打開せんとし、律令で、国司を中心にして地方政治の行き詰まりを打開せんとし、律令は対を加え、その結果この時期の政府が、社会情況の変 化 の 中以上本節では、墾田法、常荒田の再開発、班田制の展開等につい

で考えている。 で考えているが、ここでは従来の概念の考えている。 という概念を提起されているが、ここでは従来の概念の学権は)が新しい概念を提起されているが、ここでは従来の概念を与れているが、これでは ( 「気性足(環合図象」の) 公地制という概念について最近古村武彦氏 ( 「気性足(環合図象」の

田令から墾田永年私財法への変遷については紙数の関係によ

平安初期の政治基調について(西別府)

- り稿を改めて論じたい。
- 「墾田永世私財法について」(法政史学13)
- 4 「墾田永世私財法の変質」(『日本社会経済史研究 †試 編』 所
- 公民について」(『続日本古代史論集』所収)など参照。 菊地康明氏『日本古代土地所有の研究』 第<sup>22</sup>、吉田孝氏「公地
- 川上多助氏 (『日本古代社会史) や滝川政次郎氏 (『律令時代の長) はい 「律令制的土地所有」(『 端 日本歴史 3 』 所収)
- 宝亀三年格によるとされている。 「宝亀三年の墾田永代私有令について」(歴史教育7―5)
- 吉田・丸山両氏もこの時と考えられている。
- 地所有の展開」(史林50-4)、戸田芳実氏『日本領主制成立史 の研究』(第八) 弥永・吉村両氏前掲論文、丸山幸彦氏「九世紀における大土
- 年四月丁丑条 (璲)、大同元年六月癸已条 (璲)、同年閏六月己已 年十二月八日官符(智术)、同十八年十一月甲寅条 (璲)、同十九 条 (総)、同年八月廿五日官符 (是代格)。 延曆三年十二月庚辰条 (総)、同十年六月甲寅条 (総)、同十七
- 採」としていることは、山野占有禁止令と墾田永年私財法の目 的が共通するものであることを示している。 延暦十七年官符が「墾田地者。 未 開 之 間。所有草木亦令共
- (13) 「弘仁格式の撰進と施行について」(『古代国家の 形 成 と 展

- **(14)** 農民の「用益」は実質的に否定されていたと考えられる。 東大寺開田図などにみられるような占定された荒野などは、
- (15) 延暦七年四月戊子条 (絽) に一度みえる。
- 16 宮本教氏「山城国葛野郡班田図 について」(続日 本 紀 研 究

6-3) 参照。

- Ø 照。 常荒田については坂本賞三氏『日本王朝国家体制論』第二章を
- 19 (18) この規定は延喜式巻廿二民部上にまでひきつがれている。 延暦十年五月戊子条 (慰) に「諸国司等挍収常荒不用之田。以
- 班百姓ロ分」とある。
- 21) ◎ 再開発した常荒田は、再開発者が死亡した後は収公されて公 田となるから、田令荒廃条の借田期間の規定が適用された。 この時期の班田制については 虎 尾 俊 哉氏『班田収授法の研
- 参照。 究』、林陸郎氏「平安時代の校班田」(国学院雑誌59―3・4)

仁寿三年五月廿五日官符(智哉)では、校田についてのみ、

- 各国の判断によって行うことが許されている。 承和元年二月三日官符(藍路)に「校班多頌一紀一行」とあ
- おく。 るのみで、延暦廿年制が制度的改変であったか、一時的便法で あったか判断の材料に乏しいが、ここでは本文のごとく考えて この校班田使派遣が、天長期の国司統制策の一環であったこ
- とに注目しておきたい。

## **第二節 富豪の輩対策について**

で本節では、弘仁・天長期の富豪の遺対策を検討してみたい。 果折出する有力家父長層の把握が重要な課題の一つであった。そこにとって、旧来の共同体首長の系語を引く郡司層や、階層分化の結にとって、旧来の共同体首長の系語を引く郡司層や、階層分化の結に、すでにその成立段階において、班田農民間の貧富の差という律は、すでにその成立段階において、班田農民間の貧富の差という律と、すでに表した律令国家と世紀以降の階級分化と、その矛盾に対応して成立した律令国家

## (1) .郡司補任権をめぐって

て、律令政府の地方支配の基調を考えてみたい。支配の重要な基幹であった。そこで本項では郡司制の変遷を検討し国司を媒介とする律令国家の地方支配の中で、郡司制こそが農民

は右の整理のみにとどめておきたい。 は右の整理のみにとどめておきたい。

平安初期の政治基調について(西別府)

政府が富豪の輩をどのように把握しようとしていたかを 考 えて みを郡司補任権をめぐる太政官と国司との確執ととらえ、その中からえないようである。本稿ではこのような視点から、任用方式の変遷く、現実の在地の情況とは別の次元でだされている可能性も否定ししかしながら政府の任用方式は、かつて磯貝氏も指摘されたごと

郡司の補任手続は令では今一つ明確にしえないが、延喜式では国郡司の補任手続は令では今一つ明確にしえないが、延喜式では国司が推挙する候補者を式部省が詮擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を候補者を式部省が詮擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を候補者を式部省が詮擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を候補者を式部省が詮擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を候補者を式部省が詮擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を候補者を式部省が詮擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を成補者を式部省が登擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を成補者を式部省が登擬して太政官に申し、奏聞して補任する方針を表表が表表が、のであった。

しかし国司の推挙が一人に限定されれば、国司の役割は大きなもしかし国司の推挙が一人に限定されれば、国司の役割は大きなもしていた(解照監督)ようである。この時期の政府は、郡司補任権大宝令下でも主政・主帳の場合は国司の推挙がそのまま補任を意味大宝令下でも主政・主帳の場合は国司の推挙がそのまま補任を意味大宝令下でも主政・主帳の場合は国司の推挙がそのまま補任を意味大宝令下でも主政・主帳の場合は国司の推挙がそのまま補任を意味大宝令下でも主政・主帳の場合は国司の推挙が一人に限定されれば、国司の役割は大きなもしていたと考えられる。

諸帳式を発布(競響電差等)していることなどをあわせ考えるべきでがあり、この時期に虚偽の損田申請を禁止した(記部等寸電纜)り、段政府の施策に適う者に限定し、ついで国司の郡領に対する恣意的失政府の施策に適う者に限定し、ついで国司の郡領に対する恣意的失政府の施策に適う者に限定し、ついで国司の郡領に対する恣意的失政府の施策に適う者に限定し、ついで国司の郡領に対する恣意的と、、武部省でその正身を見、試練を加えた後に補任する(職院中顯立等以後急速に弱められてくる。まず和銅五年には主政・主帳の場合で以後急速に弱められてくる。まず和銅五年には主政・主帳の場合で以後急速に弱められてくる。まず和銅五年には主政・主帳の場合で以後急速に弱められてくる。まず和銅五年には主政・主帳の場合で以後急速に弱められてくる。まず和銅五年には主政・主帳の場合で以後急速に弱められてくる。

五月丙子条は次のごとく伝えている。 との問題について統紀同年を擬する副擬制への転換がはかられる。この問題について統紀同年とし、ついで天平七年従来の国司による単擬制を改め、複数の人間ず監亀五年に転擬郡司も式部省に参省させる (元/成時代職件が解)ことず監亀五年に転擬郡司も式部省に参省させる (元/成時代職件が解)ことを設する。ま

あろう。

制。畿内七道諸国。宜除国擬外。別僑難波朝延以還。語第重大 四五人副之。如有雖无語第。而身才絶倫。并勞勤聞衆者。別状 四五人副之。如有雖无語第。而身才絶倫。并勞勤聞衆者。別状 四五人副之。如有雖无語第。而身才絶倫。并勞勤聞衆者。別状 四五人副之。如有雖无語第。而身才絶倫。并勞勤聞衆者。別状 四五人副之。如有雖无語第。而身才絶倫。并勞勤聞衆者。別状 四五人副之。如有雖无語第。而身才絶倫。并勞勤問衆者。別状

てし天平廿一年、譜第主義の完成とされる勅が発布されることにな式部省による郡司補任権の掌握―宮豪の輩掌握体制は整備され、そで拡大して (糶戻幹郷)、在地掌握をより確実なものとし、太政官・共知简定。必取当郡推服。比郡知聞者。」と、推挙の責任を史生にま共の首定。必取当郡推服。比郡知聞者。」と、推挙の責任を史生にま更に政府は天平十四年に、「凢擬郡司少領已上者。国司史生已上

しかし天平廿一年勅が国司に対して発布されたものでなかったことは、この勅の意義を考える上で重要なことである。も は や 国 司とは、「先換譜第優劣。身才能不。 引甥之列。 長幼之序」を事務的には、「先換譜第優劣。身才能不。 引甥之列。 長幼之序」を事務的には、「先換譜第優劣。身才能不。 引甥之列。 長幼之序」を事務的には、「先換譜第優劣。 身才能不。 引甥之列。 長幼之序」を事務的には、「先換譜第優劣。 身才能不。 引甥之列。 長幼之序」を事務的には、「先換譜第優劣。 身才能不。 引男之列。 長幼之序」を事務的には、「先換譜第優劣。 身才能不。 引男之家。 嫡々相継。 莫用傍親。 所谓を改め「簡定立郡以来譜第。重大之家。 嫡々相様。 莫用傍親。 於寒争訟之親。 永息窺壽之皇」という形でその混乱の収束を図ろう終寒争訟之親。 永息窺壽の状況にあったのである。 も は や 国 司とは、この勅のである。 も は や 国 司とは、この勅の意義を考える上で重要なことである。 も は や 国 司とは、この勅のを入り、記述は、この勅のというとは、この勅のというとは、この勅のというとは、この財のおいる。

であろう。そしてまたこの時期譜第主義が貫徹していたと 考え れとく天平以後政府自身が譜第主義を強調していないのは当然のこと徹する体制を構築したのである。したがって磯貝氏も指摘されたご推挙権を制限し、逆に地方政治の要たる郡司補任に自己の意志を貫推が権を制限し、逆に地方政治の要たる郡司補任に自己の意志を貫

は、当然予想されることであった。任(昭原発育)なども、 政 府 が 郡司補任権を掌捏していた段階で低三年における坂上田村麻呂の上願に基づく槍前忌寸一族の郡司補ば、説明不能であった他田神護の郡司補任の申請(繁榮祭代)や、宝

(管計議順共\*) は次のごとく伝えている。 (管計議順共\*) は次のごとく伝えている。

郡領者為之云々。 與。永任共官云々。宜其譜第之選。永従停廃。取芸業著聞堪理與。永任共官云々。宜其譜第之選。永従停廃。取芸業著聞堪理詔日。昔難波朝廷。始置諸郡。仍擇有労。 補於郡領。 子 孫 相

たが、それが承認されることは極めて少なかったといえよう。ていたと考える。したがってこの段階でも国司の推挙は行われてい

途を開いたものとする大石氏の指摘を発展させた今泉氏の説に注目とは否定すべくもないが、ここでは延暦十七年制を式部省領試のをもってきた在地有力者を登用して律令制再建を図った政策であるられる在地の混乱を前に、譜第主義を廃し、営田などにより経済力を断け七年制が磯貝氏や米田氏のいわれるごとく神火問題等にみ延暦十七年制が磯貝氏や米田氏のいわれるごとく神火問題等にみ

平安初期の政治基調について(西別府)

たした

任権の再確認を図りつつ、国司の「補任」を無実化する側面を有し 任権の再確認を図りつつ、国司の「補任」を無実化する側面を有し にの指摘は従来の諸説を深化し、大政官・式部省の役割を正当に 氏の指摘は従来の諸説を深化し、大政官・式部省の役割を正当に 氏の指摘は従来の諸説を深化し、大政官・式部省の役割を正当に 氏の指摘は従来の諸説を深化し、大政官・式部省の役割を正当に 氏の指摘は従来の諸説を深化し、大政官・式部省の役割を正当に 氏の指摘は従来の諸説を深化し、大政官・式部省の役割を正当に はで行うことが可能であったのかなど疑問も多い。私はこの延暦十 七年制は、律令政府が先述した国司による富豪の輩の組織化に対抗 して、従来の語第主義から才用主義に任用の原理を転換し、郡司補 して、従来の語第主義からオ用主義に任用の原理を転換し、郡司補 して、従来の語第主義がられた。

しば「為政則物情不従。聴訟則決断無伏。於公難済」という(整型選は譜第主義以上に多くの危険を伴うものであった。そのためしば郡司補任は、在地から全く遊離した所で行われざるをえず、その人とするものであった。しかしこの太政官・式部省の才用主義にたつとするものであった。しかしこの太政官・式部省の才用主義にたつとするものであった。その再建とは具延暦十七年制は律令制再建策の一環であったが、その再建とは具

如果!) 在地の混乱をうみだしていった。

現状の打開は困難となりつつあった。
現状の打開は困難となりつつあった。
現状の打開は困難となりつつあった富豪の輩の組織化と、それを槓杆にした地方政治の体制を否定し、国司の権威を無実化させることとなり、在地の混乱を一層深刻化させたのである。かくして政府ととなり、在地の混乱を一層深刻化させたのである。かくして政府ととなり、在地の混乱を一層深刻化させたのである。かくして政府ととなり、在地の混乱を再び譜第主義の回復によって(整型が発)」とは、国退けられるという前例をつくが、よい名間では、国による推挙者が、よいも延暦十七年制が、式部省簡試によって国司による推挙者が、現状の打開は困難となりつつあった。

績无験。則署帳之官咸解見任」と厳しい責任を附したのである。拡大し、一方で式部簡試が不可能になった代りに、「若選非其人政拡大し、「詮擬郡司一依国定」と、郡司補任における国司の権限をそして弘仁三年、政府は延暦以来の補任方式による弊害を解消す

くこととなるのである。 ・大田主義を止揚していく法的根拠を獲得し、譜第・才用主義を止揚していて、(聖代麗代監督) 国司は、ここに国衙支配体制の基礎たる擬郡司制を十三年郡司候補者に対する初擬三年間の雑務歴試権を与えられた(聖代麗代監督) 国司は、ここに国衙支配体制の基礎たる擬郡司制を外元の中にあった郡司補任権の国司への一部譲渡を意味し、更に同め系の中にあった郡司補任権の国司への一部譲渡を意味し、更に同めるのである。

委任しようとする意図があったことがうかがえよう。以後国司は越政治基調への転換を意味していた。ここに国司に地方政治の一端をに把握することを放棄し、国司を通して富豪の輩を把握せんとする弘仁年間における郡司任用方式の変化は、政府が富豪の輩を直接

一つの完成の姿があったといえよう。 る。ここに富豪の輩を地方行政機構の中に組織しようとする政治のて新旧両階層の要求を充足させ、部内支配を強化してい く の で あ強化しつつ、正員郡司と擬郡司の併存、擬郡司の複数化などによっ中礪波郡にみるごとく、擬郡司の任期を短縮するなど実質的権限を中礪波郡にみるごとく、

「竊撿貞観以来諸国例。以如此輩可差使進官留国雜役之状。無国不催督。」とされた (皇代縣縣線五) ように、九世紀後半に引 きつ が れ、兵衛二官舎人。井雑任等為郷里所推譲者。毎郷配置。號日惣監。令加このような政策は元慶官田の設置の際に、「湏擇諸司官人及近衛

位置づけようとする姿勢が見られることに注目したい。 言」とある (写作者は一句音符一) ごとく、各国の国例として採用されて いったのである。ここにも前述した富豪の輩を地方行政機構の中に

方行政機構の中に組織しようとする政策がとられる一方、八世紀以 来の彼らの富を利用する政策も強化されていった。そこで次項にお いてはその問題を中心に考えてみたい。 以上検討してきたごとく、九世紀初期には富豪の軰を積極的に地

### (2)私出拳と富豪穀借貸政策について

出挙禁止令との関連から考えてみたい。 重する面が強く、彼らも自らの判断によってこれに対応した。した 例は八世紀初頭の「冝国郡司等。募豪富家。置米路例。任其売買」 源を補塡しようとする意図が明瞭になってくる。以下その問題を私 たが、富豪の財を財政上不可欠の要素としては考えていなかったと がって政府は富豪の軰を一般公民とは区別すべき存在と認識してい の財への依存は、官位の授与を対象とするなど、彼らの自発性を尊 (三月至午条) に始まり、以後枚挙にいとまがない。 しか し 富豪の輩 いえよう。ところが延暦以後になると、彼らの富によって国衙の財 律令政府が富豪の輩の財に注目し、これを利用するようになった

年三割(エルカセーター)とされ、さらに競合関係にあった公出挙制が整 私稲者。自今以後。不得過半倍」と利率を下げられ、ついで養老四 備されるにしたがい、天平九年禁止される(歳紀天平九年)に至った。 大宝令で認められていたと思われる私出挙は、和銅四年に「出举

平安初期の政治基調について(西別府)

挙が行われる (宝三年九月四日宣符)など、社会の底流として存続してい しかし私出挙銭は禁止されなかったため、これに名をかりた私稲出

った。

なる。 民の疲弊をまえに、政府は公出挙稲の 利 息 を 軽減して、農民の窮 と、天平九年以来原則として禁止してきた私出挙を承認することと 乏と階層分化を抑えようとした(質更養力三匹解十)が、それに失敗する 延暦期に入ると、連年の飢饉や相つぐ征夷造都事業に苦吟する農

発尿)が、私出挙を民情と考える意識が政府にあった以上、もはや に「暫任民情」として私出挙の存続を追認している (衆紀延暦十八) 点 野放しの状態にあったといえよう。そ の こ と は次の延暦廿二年勅 が注目される。私出挙はその後四ヶ月にして再び禁止された(廢大堂 (三年六月癸己条)からもうかがわれる。 すなわち延暦十八年二月政府は私出挙を復活し、その勅の中で特

出挙の肩がわりと、保障を行うに至っている。このように富豪の輩 おきたい。 自体は糾弾していない。のみならず政府自身が、使者を派遣して私 利に苦しむことが均済の道に反すると非難しているのみで、私出挙 ある。そこで次にその経過を追いつつ、この政策の意味を考察して であるが、以後迁余曲折を経て承和七年に制度的な完成をみるので の穀稲を国家が借りて貧民に貸与するという政策は、この勅が初見 延暦廿二年勅において政府は、貧農が富豪の輩の私稲をかりて大

富豪穀借貸の政策は先述の延暦廿二年勅が初見であるが、そこで

任務をあたえよう」としたものであるとされているが妥当な評価でなる。門脇禎二氏はこの制度を「畿内富豪層に積極的に一定の政治的まちである。しかし弘仁期後半の異常な不作・飢饉の中で、のちの故ようである。しかし弘仁期後半の異常な不作・飢饉の中で、のちの故ようである。しかし弘仁期後半の異常な不作・飢饉の中で、のちの故は未だ臨時的性格が濃厚であった。その後大同年間にも行われていは未だ臨時的性格が濃厚であった。

り、延暦期よりも一層富豪穀への依存の度合が強かったものと考え歓」と (類等所際に) 理念的に均済の論理が主張されているのみであされず「秋収之時。依数俾報。然則富者無失財之憂。貧者有全命之弘仁十年の際は、延暦廿二年勅のごとく、周到な返済方式も提示あろう。

(強成品等)ように、借貸政策を自己の農業経営拡大に、貪欲に利用を貸。報償之時。息利兼倍。遂使富強之輩。資梁有餘。といわれたとある(三年務時は監督)ごとく、政府・国司にとって一応の成果をとある(三年務時は監督)ごとく、政府・国司にとって一応の成果をとめたと思われる。その原因を明確にすることはできないが、前述とある(三年務時は監督)ごとく、政府・国司にとって一応の成果をとある(三年務時は監督)ととく、政府・国司にとって一応の成果をとある(三年務時は監督)ととく、政府・国司にとって一応の成果をとある(三年務時は監督)という。

益のあったことを意味しない。天長十年五月壬子条(職後) はその事ところが政府・国司にとっての成功は、かならずしも富豪の輩に利

しうる余力のあったことなどが考えられよう。

での富豪の輩相互間の対立の表現と考えるべきであろう。 政機構の中に組織されている富豪の輩等による収奪、すなわち在地 たと思われるが、このような事態は、国司による富豪穀の強奪とし たと思われるが、このような事態は、国司による富豪穀の強奪とし 態を「如聞。先来所行。吏非其人。只事借用。無意返給。所以貧富

ている。

「職職等等)など、懐柔策を講じ者を派遣して穀稲の返給を命ずる(職職等等)など、懐柔策を講じて飢民を救った百姓に出身と叙位を許し(記職時代配件)たり、使の不満は烈しくなったであろうが、これに対し政府は、私物をもっの不満は烈しくなったであろうが、これに対し政府は、私物をもっか不稲の回収不能によって、行政機構に組織されていない富豪の造本稲の回収不能によって、行政機構に組織されていない富豪の造

中に編入し、一体化していく法的な根拠を獲得したのである。そしく、勧農を名目とした一国内の富の実検と、富豪の財を国衙財政のかくして国司は承和七年格に「時臨東作不得延怠」と ある ご と

も注意しておく必要があろう。

させることによって、経営の拡大を図ったためであろう。化の反映であり、また富豪の環も国衙財政の中に自己の穀稲を混入のは、このような国司による富豪穀の国衙財政へのとり込みの活発て弘仁十年(転職博1軌畝4) 以後、私出拳禁止令がだされなかった

かにしえたと考える。

がにしえたと考える。

## で用いている。 註① 以後、有力家父長層も含めた在地の有力者という程度の意味

- (『郡司の研究』序章)ので参照されたい。② 郡司制の研究史については、米田雄介氏の適切な整理がある
- (史学雑誌81―12)など。 (史学雑誌81―12)など。 (東学部研究報告15)、今泉隆雄氏「八世紀郡領の任用と出自」学芸学部研究報告15)、今泉隆雄氏「八世紀郡領の任用と出自」学芸学部研究報告15 (東端談話―本古代史論叢』所
- ④ 上田正昭氏『日本古代国家論究』(ポー)、米田雄介氏『郡司の研究』など。
- 平安初期の政治基調について(西別府) このような視点からの一貫した考察はないようである。

- ⑥ 直木孝次郎氏『奈良時代史の諸問題』(三一)
- いう状態となり、公文作成が滞り、政務の混乱をきたすほどであった(NRCMENTER)が、この格によって「書生等鏡就本国」とであったようで、たとえば大宰府管内の郡司詮擬権は大宰府に) 三代格卷七弘仁三年八月五日官符。この国定制の影響は多大
- ⑧ 磯貝正義氏「郡司制度の一研究」(山梨大学学芸学部研究報あった (紀代啓後に天祭二)。

告9)参照。

- そのよい例であろう(蛯紀天平神雄二)。 たとえば天平神護二年の近江近郡の穀稲輸送をめぐる一件は
- いて」(『律令国家の基礎構造』所収)を参照。 
  の 私出挙については吉田晶氏「八・九世紀における私出挙につそのよい例であろう(與烈闘製厂)。
- 暦廿二年制である。 
  の 
  ただしこれを、「弘仁五年畿内国郡司に百姓を阻害すること 
  の 
  ただしこれを、「弘仁五年畿内国郡司に百姓を阻害すること
- じ、政府は富豪と競合していくようになったとは考えられない。

  ② したがって本稲の回収不能から、政府と富豪の輩にズレが生

## 第三節 公民制の変質について

弘仁・天長期の 人民支配 について、 かつて 門脇・佐藤両氏は、

平安初期の政治基調について(西別府)

がどのように変質し、律令政府はいかにして人民支配を実現しようであろうことは、想像するに難くない。そこで本節ではこの公民制の律令政治の変質を問題にされた。律令制的な身分秩序であり、かの提する政治へ移行するとして、公民制の動揺を指摘され、天長期把握する政治へ移行するとして、公民制の動揺を指摘され、天長期出展し一般を対象とした政治から、『公民』としての小農を中心的に公民一般を対象とした政治から、『公民』としての小農を中心的に公民

のである。一方公民内部においても、天平宝字三年 公戸 に 品 部・をえなかった(整壁が)のは、この身分枠の無実化を意味するもらず、延暦八年良賤の通婚によって生まれた子の所属を良とせざるしはじめる。令では良賤間の通婚を禁じていた(戸崎当也)にもかかわしはじめる。令では良賤間の通婚を禁じていた(戸崎当也)にもかかわしばじめる。

の変質を神戸浮浪人の問題から検討しておきたい。入ると前述の図式的構造さえ維持しえなくなってくる。本節ではこり、すでに八世紀から律令制的身分秩序の崩壊が進行し、九世紀に雑戸を編入する (紫城深蝶) という形で身分制の修正が行われてお

## ⑴ 浮浪人対策について

本の移動は極端に制限されていた。したがって浮浪逃亡はこの原則との移動は極端に制限されていた。したがって浮浪逃亡はこの原則といえよう。そこでまず公民制の維持機能の性格をもつ浮逃対策の変遷を検討することによって、課題の一端にせまりたいと考える。をいえよう。そこでまず公民制の維持機能の性格をもつ浮逃対策の変遷を検討することによって、課題の一端にせまりたいと考える。かつて村井氏は浮逃対策の変化を、①奈良時代初期まで一強制送還した時期、②奈良時代一送還・土断任意とした時期、③平安時代還した時期、②奈良時代一送還・土断任意とした時期、③平安時代還した時期、②奈良時代一送還・土断任意とした時期、③平安時代還した時期、②奈良時代一送還・土断任意とした時期、③平安時代還した時期、②奈良時代一送還・土断任意とした時期、③平安時代遺した時期、②奈良時代一送還・土断任意とした時期、③平安時代については長山氏が明確に論じられたごとく、奈良時代以降の浮逃対策とは長山氏が明確に論じられたごとく、奈良時代以降の浮逃対策とは、今少し検討を要するであろう。

帰還しない時は除帳としてロ分田を還公、租調は代輪すると規定さ逃走条では浮逃は五保または同戸によって追訪し、三周六年までに奈良時代の浮逃に関する最初の法令は戸令の二つの規定である。

ところであるが、いづれにしろ公民制の維持という点では共通して貫徹されていたか、当処編附の傾向が強かったか、意見の分かれる者にはそれを認めるとされていた。この二条をめぐって本貫主義がれ、絶貫条では除帳の後は当処にて戸籍に附し、本貫に帰還を願う

八年五月一日の勅(殿)である。
なり、政府はこの現実への対応を余儀なくされる。その第一が和銅には造営事業の開始もあって重大な社会問題(梁元明第14年月15年)ところが浮逃はすでに八世紀初頭から熾烈に展開し、特に和銅年

いた。

国法。」と載しているので、従来これを土断法、すなわち当処編附当国法。」と載しているので、従来これを土断法、すなわち当処編附の懲罰的色彩を濃厚にもった本貫地送還策と解するのが妥当であるの懲罰的色彩を濃厚にもった本貫地送還策と解するのが妥当であるの懲罰的色彩を濃厚にもった本貫地送還策と解するのが妥当であるの懲罰的色彩を濃厚にもった本貫地送還策と解するのが妥当であるの懲罰的色彩を濃厚にもった本貫地送還策と解するのが妥当である。 ・当処の二ケ所から調庸を収奪するという形で浮逃者に 徴 罰 を 加き、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとえ、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとえ、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとえ、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとえ、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとえ、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとえ、本貫への帰還を促し、新たな浮逃の発生を防ごうとしたものとれていないとない。

て、本貫への帰還を奨励したもので、絶貫条の修正とも考えられ年の造籍にそなえ三周六年法で除帳されるべき人々に復一年を与え給復一年」と(皇宗蔣学士と養習)本貫帰還を奨励している。これは翌和銅八年勅についで養老四年には「有悔過還本貫者。経六年以上

ている。かくして令制の原理は再度貫徹されたのである。的処遇を行い。無貫の者は絶貫条により当処に編附すると改定されい処遇を行い。無費を願わない者は、和銅八年勅を適用して懲罰る。しかしこの法も翌年(『RKPart Pitakellar)、本貫のある者で帰還をる。しかしこの法も翌年(『RKPart Pitakellar)、本貫のある者で帰還を

至るのである。

至るのである。

至るのである。

至るのである。

正は「監頭編附」する(「原格等十四位所計)に、在、所輸調庫有倍常載」という現実的利益(『代格等十二覧解計》と、在民心という形で国家的把握から離脱していく浮浪人を公民制の枠内民化という形で国家的把握から離脱していく浮浪人を公民制の枠内民化という形で国家的把握から離脱していく浮浪人を公民制の枠内民化という形で国家的把握から離脱していく浮浪人を公民制の枠内民化という形で国家的把握から離脱していく浮浪人を公民制の枠内と、在のである。

迯亡不還地。遂致人田共隠没」という事態に遭遇し、延暦四年再びは、逆にそのことによって「国司觸途欺妄。今年編附給口田。来歳する浮浪人を、かろうじて公民再生産構造の中にとりと め た 政 府宝亀十一年と延暦元年の格によって、公民の枠から逸脱しようと

つの身分として把握する考えはなかったといえよう。て行おうとした政策であった。したがってこの段階でも浮浪人を一て行おうとした政策であった。したがってこの段階でも浮浪人を一つ」き者は解任するとするなど、公民制の維持を天平八年格によっ少」き者は解任するとするなど、公民制の維持を天平八年格によっ少」き者は解任するとするなど、翌年の 国宰郡司鎮将辺要等の罰に よる 本貫送還 の性格が 強く、翌年の 国宰郡司鎮将辺要等の予かとして把握する考えはなかったといえよう。

身分秩序の一構成身分となったのである。かくして公民制の中に新一同。」と、水早の際の調庸が免除(呉州等十郎紀三)され、律令制的れた浮浪人も弘仁年間に、「一天之下。咸悉王臣。含養之思。理湏れた浮浪人も引任年間に、「一天之下。咸悉王臣。含養之思。理湏此に経路は武禄、大同元年に一度右京五畿内の隠首括出者を 籍 帳 に 貫延暦以後、大同元年に一度右京五畿内の隠首括出者を 籍 帳 に 貫

前司・秩満の徒対策となっていくのである。

しい身分が形成されると共に、以後「不論土人浪人」という政策がしい身分が形成されると共に、以後「不論土人浪人」政策の初見は、延暦九年の太政官奏言 (疑定難な) である。 これは蝦夷征伐の軍事負担が坂東諸国を極度に疲弊さが、その中で土人・王臣佃使と並んで浪人の 存 在 が 注目されており、しかもその財を検録していることは、彼らの経済力に依存しより、しかもその財を検録していることは、彼らの経済力に依存しより、しかもその財を検録していることは、彼らの経済力に依存しより、しかもその財を検録していることは、彼らの経済力に依存しより、しかもその財を検録していると共に、以後「不論土人浪人」という政策がしたり対が形成されると共に、以後「不論土人浪人」という政策がしたりが、

た。これには天長年間、泉橋寺並びに渡船仮橋等の守護徭夫として上浪の一体化につれて浪人を夫役に差発することも行われていったことく浮浪人の農業経営の歴握にあったことは、弘仁以後の浮浪人の身分的・経済的成長を示すものであり、そして彼らの中には、のちに元慶官田設置の際に正長となった(紀成成成立)り、史生に任命される(紀代政治人の農業経営の把握にあったことは、弘仁以後の浮浪として登場している(超過人)ような在地の有力者も存在したのである。として登場している(超過人)ような在地の有力者も存在したのである。

化し、これを国衙の夫役徴発権として制度化し、国例化していくのた例(經難整納料)等があげられよう。このような浪人の夫役への差に浪人を夫役徴用したり、先の泉橋寺への浪人施入を永例にあらずに浪人を夫役徴用したり、先の泉橋寺への浪人施入を永例にあらずに浪人を夫役徴用したり、先の泉橋寺への浪人施入を永例にあらずに浪人を夫役徴用したり、先の泉橋寺への浪人施入を永例にあらずに浪人を夫役徴用したり、先の泉橋寺への浪人施入を永例にあらずに込人を夫役徴用したり、先の泉橋寺への浪人施入を永例にあらずに込入を大役な自己の判断の下におき、その取り込みをはかる国司もあった。以後国司は浪人に対する差配権配は原列のには大政官を対した。以後国司は浪人に対する。

税と、労働力収奪の面から検討してみたい。神戸への支配の拡大があげられよう。以下この神戸対策について神神戸への支配の拡大があげられよう。以下この神戸対策について神制の枠を無視して行政権の拡大を企図したもう一つの事例として、えよう。このような浮浪対策とならび、国司が弘仁期に旧来の身分出という側面、換言すれば国司行政権拡大の側面を示しているとい出という側面、換言すれば国司行政権拡大の側面を示しているといいという。

である。

### ② 神戸について

ではなく、しかも公郷とは別に一般里制の枠外に編成されるなど、に田租・調庸を収奪される(榊原条)存在であったが、収奪者が国家神戸は公戸とは別に神戸の名籍に登録され(榊原条)、公戸と同様

平安初期の政治基調について(西別府)

被免」とあるごとく、皇澤に沐することもなかったのである。 紀広名の奏 (経営神識経営元) に「公戸百姓。時有霑恩。寺神之封。末甞公戸とは違った身分集団であった。そのため神護景雲元年の巡察使

神戸・封戸等の性格に関し、上田氏は「非公戸故封戸」という禄神戸・封戸等の性格に関し、上田氏は「非公戸故封戸」という禄祖限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりを権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりを権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりな権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりな権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりる権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりる権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりな権限は、田租・庸調の管理のみであり、神税を正税に混合したりなが応した対するととは、越権行為であったと考えられる。

参加させ (紀成世二郎行三)、国司の権限を縮小したが、こんどは逆にされるに至る。そこで政府は延暦廿年に神主等を神税の検納管理に、大世紀後半になると、神税に充てるべき 神郡 の 逃亡百姓の口分田八世紀後半になると、神税に充てるべき 神郡 の 逃亡百姓の口分田の田租と区別して報告されていたことからもうかがわれる。しかしの田租と区別して報告されていたことからもうかがわれる。しかしの田租と区別して報告されていたことからもうかがわれる。しかしの田租と区別して報告されていたことからもうかがわれる。しかしの田租と区別して報告されていたことからもうかがわれる。しかした流程が表別して報告されていては、神祇令神戸条集解古記が、「但今状者、自大弁神税については、神祇令神戸条集解古記が、「但今状者、自大弁神院については、神祇令神戸条集解古記が、「但今状者、自大弁神院に対している。

状態になっていった。「而今所行。一委神主。不問所湏。犯用任意」という(質類交替試失長元)

ることで、一層明確になってくるのである。た。そしてそれは、次の神封戸の課丁に対する雑徭の徴発を検討すた。そしてそれは、次の神封戸の課丁に対する支配強化の表現であっしていく過程の表現であり、神封戸に対する支配強化の表現であっまが、内実は国司が神封戸を公戸等と一括して把握制の復活であったが、内実は国司が神封戸を公戸等と一括して把握

月三日糸に「上古寺。為部第之者。専無他役」とある(##導)ようのことは賦役令封戸条集解六説に「以封戸不得差兵士仕丁等」と封していることや、同条集解六説に「以封戸不得差兵士仕丁等」と封にいることや、同条集解六説に「以封戸不得差兵士仕丁等」と封にいることや、同条集解六説に「以封戸不得差兵士仕丁等」と封いる。理念的には封戸内の労働力もまた封主に与えられるものと考けれる。とは賦役令封戸の労働力を自由に徴発することは禁じられていた。こ司が神寺封戸の労働力を自由に徴発することは禁じられていた。こ司が神寺封戸の労働力を自由に徴発することは禁じられていた。こ司が神寺封戸の労働力をは、国

の場合(平空)であろう。 に、神事にのみ奉仕するものとして位置づけられていたと考える。 に、神事にのみ奉仕するものとして位置づけられていたと考える。 とがしられるが、こうした例の最適のものは、承和年間の熱田神宮なる巡検に留まらず、自ら神戸を駈使している(三茂整三弦八年)となる巡検に留まらず、自ら神戸を駈使している(三茂整三弦八年)とがしられるが、こうした例の最適のものは、承和年間の熱田神宮といる。 とがしられるが、こうした例の最適のものは、承和年間の熱田神宮とがした。 は、神事にのみ奉仕するものとして位置づけられていたと考える。

**原門門門** 原営作雜事、觸類繁多、神戸百姓須仕一向神事、而当郡司等、或 競営作雜事、觸類繁多、神戸百姓須仕一向神事、而当郡司等、或 在、得神主外正七位下祝部宮磨等解併。件社并神宮寺等、内縁神 右、得神主外正七位下祝部宮磨等解併。

黙認していたといえよう。 雖陳此由。国郡曽不行」としていることから、国司も郡司の行動を 生では郡司の非法のみが述べられているが、他の所で「神主等

行われていた (紀代度録為(4)) ようである。ものといえよう。これに類似したことは、越前国でも元度年間までて官物運送にあたらせていることは、神戸と公戸の一体化を図ったや調庸物の未納を補完するための交易雑物を賦課したり、綱丁とし熱田神宮神戸に対し国司が従来の封戸・公戸の枠を無視し、正税

る動き(皇代帝とは親祖)となって表われる。神戸に対するこのようなた(鞭烈原衆)こと、神戸籍を作為して 神戸 を 官戸に移そうとす名をたてようとして、神戸に対し旧例によらざる政治を行おうとし公戸・神戸の枠を無視する動きは、承和年間越前で良峯木蓬が功

配しようとする政策として位置づけることができよう。り、旧来の公戸中心の公民制の崩壊に対応して、部内人民を一括支国司の行政は、先の浪人に対するのと同様、 公 戸 と の一体化を図

田正昭氏『日本古代国家論究』(テー)、など参照。 註① 石母田正氏「古代の身分秩序」(『古代史講座』など所収)、上

② 戸令居狭条では移動を認める規定があったが全く自由ではあ

りえなかった。

- には先学の指摘されるごとく混同して用いられている。
  ③ 浮浪逃亡は令條や明法家の解釈では区別されているが、実際
- に復元できる。
  ⑤ 逃走条、絶貫条ともに、集解古記によりほぼ養老令と同趣旨
- 支配方式の創出とされているが、これには賛成できない。
  ⑦ 吉村氏らは天平八年格を一元的公民制にかわる二元的な農民
- 平安初期の政治基調について(西別府)

ことに注目したい。

- 言及されていないことに注目したい。 ⑨ 大同四年の観察使起請 (蛭メヒルサヤセトムロウウト) の中にも、浪人問題が
- 戸田芳実氏『日本領主制成立史の研究』等
- 林陸郎氏「青苗簿について」(日本歴史III)参照。
- ⑤ 村岡薫氏「律令的良民制支配の特質」(民衆史研究11)
- ⑮ 註①所載論文
- いう規定がある。 
  迎喜式 (魔堂) にも「几神寺封丁。不得點衛士仕丁事力」と
- 即 野田嶺志氏(「航祖紀はおける機関をの一体化が促進されたことを雑戸、浮浪人、俘囚などの集団との一体化が促進されたことを発戸、浮浪人、俘囚などの集団との一体化が促進されたことを指摘されている。

## 第四節 国司と中央政府との関係

政府との関係について検討を加えておきたい。

以上三節にわたって諸先学の成果に導びかれつつ、土地制度、富以上三節にわたって検討を加えておきたい。

以上三節にわたって検討を加えておきたい。

以上三節にわたって検討を加えておきたい。

弘仁・天長期の中央政府と国司との関係に関する最も有力かつ具弘仁・天長期の中央政府と国司との関係に関する最も有力かつ具別で、天長期の中央政府と国司との関係に関する最も有力かつ具別ではたした役割は極めて大きいものであったが、両氏の論拠となった。本語を任用を、「頃年良吏之風希聞窮民之憂不息」というではたした役割は極めて大きいものであったが、両氏の論拠となった。本語をは、門脇・佐藤両氏の新官人層―良吏体制論であろう。というは、門脇・佐藤両氏の新官人層―良吏体制論であろう。というには、門脇・佐藤両氏の新官人層―良吏体制論であろう。

の実現を疑わしめるような研究も行われており、新官人暦―良吏体地方政治観に疑問を呈する研究、貴族層の構成の面から新官人体制違を想定する有力な見解や、新官人層の領袖とされる藤原冬嗣らのまた近年、弘仁末・天長期における太政官成員の中に政見上の相また近年、弘仁末・天長期における太政官成員の中に政見上の相

期政治の全体的変遷をふまえつつ、この問題を検討してみたい。制自体について再検討する必要があろう。そこで本節では、平安初

関の整備を模索すると共に、逆に「良吏」という理想像を創出する想とは大きな隔たりがあった。ここに中央政府は一方で地方監察機に結び)国司によってしか律令的秩序の回復を期待しえない政府の理不正のかぎりを尽しており、「然則禍福所興。必由国司」と(陸鞨

理によると、この一連の政策は以下の十五の内容を含むものであっとを主眼とした一連の政策がうちだされることとなる。笠井氏の整かくして天長元年八月廿日、「良吏」に地方政治の振興を託すこ

に至るのである。

- ⑴ 択良更事 (號格)
- (3) 順時令事(祠)
- (4) 挙賢避邪事(詞)

択国守事(祠)

- 令諸氏子孫成読経史事(桐)
- () 諸社封物令国司検校事(韓與文) () 国司公廨不塡論定未納事(韓城文)
- 9) 置勘解由使事®
- (M) 応諸国荒田令民耕食事(景代格)
- (1) 停徴課欠駒直事 (聲)(東)
- 引) 玉階の前において朝集使に国政を申さしめること (年三月八日官符所)

は 介以上の秩を六年とすること(世代格後五禄和二年) は 調庸違反の処罰は専当人を主とすること(年代格後五禄和二年)

者であったという、興味ある指摘をされている。 という、興味ある指摘をされている。 とれに対し笠中、 政見を異にするグループがあったとされた。これに対し笠中、 政見を異にするグループがあったこと、そして巡察使に固執して、 政見を異にするグループがあったこと、そして巡察使に固執した者は太政官と勘解由使という異質な地方行政監察機関の存在に注井氏は巡察使と勘解由使という異質な地方行政監察機関の存在に注井氏は巡察使と勘解由使という異質な地方行政監察機関の存在に注井氏は巡察使と勘解由使という異質な地方行政監察機関の存在に注井氏は変更を表示している。

で、笠井氏が指摘されたごとく橋常主の解由勘会制度を強化しようと、 されたことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の冬嗣の奏上に「反経制宜勤不為已者。将従寛のであったことは(1)の表記が表記が、

統制を解由勘会に限定することで、せめて中央資納分だけは確保し常主の主張は刑部省官人を勘解由使に起用して強化徹底し、国司

限界を示すものであった。

と一連の官符の形で発布されたことは、この天長元年の地方政策のとする政策が改ざんされ、太政官上位者の巡察使派遣案が⑴⑶~⑹

もまた同趣旨で改ざんされたのである。 (三所本巻十五型に十四年中央資連するものであった。 しかし峯守の主張張が「然則岑守所言抑有取」とされつつも結局は、「但古来所行。張が「然則岑守所言抑有取」とされつつも結局は、「但古来所行。ようとする極めて現実的なものであった。こうした常主の政見は、ようとする極めて現実的なものであった。こうした常主の政見は、

出てすとしたのも当然のことであったといえよう。 を選奏にみられるごとく、故実を改変せず、「夫事若稽古。国則隆 を政婦故実」する(『経済神石経科)ものであり、旧例の遵守が一つの理想となりつつあった。こうした中で彼らが、政治は時令に従えと慣行を重視しはじめ、地方官監察についても「古者分遣八使」と故実にならって巡察使を派遣し、太政官による統制の面を強く打と故実にならって巡察使を派遣し、太政官による統制の面を強く打と故実になら、というという。

大政官が国司を統制しようとする方向は、天長元年に先立つ弘仁大政官が国司を統制しようとする方向は、天長元年の凶の官符でも、定した(皇院格登は宣行)ととから始まり天長元年の凶の官符でも、定した(皇院格登は宣行)として、食を給すべき徭丁の数を規可役而鑑言。或可役而漏不言」として、食を給すべき徭丁の数を規可後に、国司による公役従事者数の申告に対し、「検其解文。或不ががわれる。

等使。並准詔使之例。賑給撿損田池溝疫死等使。猶為官使」として費。冝定使色以粛将来。其巡察覆囚検税交替畿内挍班田問民苦丼訴が使者に対捍し、勘問を受けない情況に対し「度 時 立 制。 古今攸がするの統制を太政官が主導的に行うため、天長二年には、国司地方官の統制を太政官が主導的に行うため、天長二年には、国司

ものであった。にしているが、これらの諸使はいづれも当時の政治課題に対応したにしているが、これらの諸使はいづれも当時の政治課題に対応した(三代辞書 11年(統)各派遣官の詔使・官使の別を定め、その権限を 明確

とは注目しておくべきである。例えば天長九年有損の年に免除されとは注目しておくべきである。例えば天長九年有損の年に免除されたととなり、かくして政府は調府資進における専当制の復活、国司権限たる雑徭への干渉(益等原籍な計算者)、政治をとなり、かくして政府は調府資進における専当制の復活、国司権限たる雑徭への干渉(益等原籍な計算者)、 みるの強化(監禁原籍な計算者)、 版治科稲の一定化(監禁原籍な計算者)など、統制政策を強化していくこととなる。しかしその統制が地方を収奪の対象策を強化していくこととなる。しかしその統制が地方を収奪の対象策を強化していくこととなる。しかしその統制が地方を収奪の対象による地方政治の振興を表している。

をみごとにさらけたしたのである。 戸を推量して交易せよと命ずる(聖代略訳語で)に至って、その本質したことはその最たる例であり、更に承和六年国司にあらかじめ損た調靡雑物の代を補塡するために正税を用いて比国との交易を承認

ついに承和期の国政基調の転換という事態にたち至るのである。て天長以降の政治は、国解の承認という形で一歩一歩後退を続け、を放棄して貢納物を国司に請負わせるという体制であった。かくし中央貢納物を確保しようとする政策の行きつくところは、統制策中央資納物を確保しようとする政策の行きつくところは、統制策

- ① 村井康彦氏 (系] 東京の特別、東西の別、か今後必要である両氏のなされたような研究(『元世紀における頃)が今後必要であるの関係を検討する必要があり、その意味で関ロ明・追塩干尋
- ③ 笠井純一氏「平安初期国司監察制度の 展開をめぐって」(ヒ
- ④ 福井俊彦氏「貞観交替式の研究」(史観7)
- ⑥ 原田重氏「国司連座制変質 につ いての 一考察」(九州史学⑤ 玉井力氏「承和の変について」(歴史学研究器)
- ⑦ 長山泰孝氏『律令負担体系の研究』 尊も、福井俊彦氏 「勘解

平安初期の政治基調について(西別府)

10)、長山泰孝氏『律令負担体系の研究』(韓八)など参照。

について」(歴史36)など参照。 由使の設置と延暦交替式」(日本歴史章)、中里浩氏「勘解由使

- ⑨ 吉田孝氏「雑徭の変質過程」(古代学11―4)参照。
- )三代格狩野本より笠井氏が検証。
- 研究団)参照。 超著書第九章、笠井純一氏 「公営田制の 基礎的考察」(日本史の この弘仁十四年謹奏の史料的性格については、長山泰孝氏前
- の研究』所収)参照。 
  迎察使については林陸郎氏「巡察使の研究」(『上代政治社会
- 年二月辛亥条にみられるような情況に対応したものであろう。税、池溝使等は、前述の弘仁十年五月十一日官符や後紀弘仁六税、池溝使等は、前述の弘仁十年五月十一日官符や後紀弘仁六任した校班田の失敗をとりかえすためのものであり、損田、検Ϣ 巡察使はいうまでもなく、校班田使は弘仁十二年の国司に委

#### むすびにかえて

った点にあろう。
へ世紀の研究に比して、律令体制の衰退期といわれる九世紀社会に一つの政治社会としての独自性をみいだす視角がなかの原因の一つは、この時期を段階的にとらえる努力が、二、三の研の原因の一つは、この時期を段階的にとらえる努力が、二、三の研の原因の一つは、この時期を段階的にとらえる努力が、二、三の研の原因の研究に比して、律令体制の衰退期といわれる九世紀社会

合制再建の時代、後半は摂関政治を準備する時代、そしてその間に従来この百年間は、前半が桓武天皇の個性が強力に発揮された律

のである。

本の結果、延暦期の強圧的な地方政治に対し、弘仁初年以降、太 との結果、延暦期の強圧的な地方政治に対し、弘仁初年以降、太 をの結果、延暦期の強圧的な地方政治に対し、弘仁初年以降、太 をの結果、延暦期の強圧的な地方政治に対し、弘仁初年以降、太 を表対であり、国司の農民支配の実態に迫るに至っていない。 にの点については今後の課題とせざるをえないが、国家の政策が一 の検討が主であり、国司の農民支配の実態に迫るに至っていない。 にの点については今後の課題とせざるをえないが、国家の政策が一 の検討が主であり、国司の農民支配の実態に迫るに至っていない。 にの点については今後の課題とせざるをえないが、国家の政策が一 とのように弘仁・天長期を位置づけることによって、私は九世 以上のように弘仁・天長期を位置づけることによって、私は九世 以上のように弘仁・天長期を位置づけることによって、私は九世 以上のように弘仁・天長期を位置づけることによって、私は九世 以上のように弘仁・天長期を位置づけることによって、私は九世 以上のように弘仁・天長期を位置づけることを考えあわせると、国 一大政官の関係から、弘仁とが明らかとなった。

であることを痛感しつつ、擱筆したい。

**両先生に多大の御教示をいただいた。記して深謝したい。論文の一部である。改稿補訂の段階で、松岡久人、坂本賞三』 小稿は一九七五年一月広島大学文学研究科に提出した修士** 

付記

#### A Study of Basic Governmental Policy in the Early Heian Period

-With special reference to the Konin (弘仁) era-

by M. Nishibeppu

This paper is chiefly concerned with the political policy of the early Heian period, which is regarded by most scholors as a turning point in the Heian period. In the beginning of the Ninth Century, the Ritsuryo (律令) Government made much of the Kokushi's (国司) use of discretionary power to arrest the decline of the local government system, in order to preserve aristocratic advantage. This is shown by studing the change in the land system, Gunji (郡司) system, and the system of ruling the people during the Kōnin era. But the cognizance of dependency on the rule of the Kokushi was merely ideological, so inversely the Government, in the Tenchou (天長) era, kept a light rein on the Kokushi. As the result of it's trial and error, the Ritsuryo Government was obliged to change it's political policy in the middle of the Ninth Century.